

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第23条第5項の規定に基づき、以下について公開します。

◆マージン率とは

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第二位を四捨五入）

- マージンには、派遣労働者の社会保険料、教育訓練に関する費用、福利厚生費用、営業利益などが含まれます。

◆公開情報 会社名：カニエ電機株式会社 許可番号：派23-303773

派遣労働者数	一人（※令和8年6月1日現在）
派遣先の数	一事業所（※令和8年6月1日現在）
労働者派遣に関する料金の平均額	一円（1日8時間当たり換算）
労働者派遣の賃金額の平均額	一円（1日8時間当たり換算）
マージン率 【令和8年度】	0.0%
労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定の締結の有無	有り
上記労使協定の有効期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
対象となる労働者の範囲	施工管理・監督業務
キャリア・コンサルティング相談窓 口及び連絡先	カニエ電機株式会社 蟹江 晃男 電話：（052）603－5275

◆派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象となる 派遣労働者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給 有給無給
コンプライアンス	雇用中	OFF-JT	無償	有給
電気工事の工程及び安全管理訓練	派遣中	OJT	無償	有給

※事業年度（令和7年6月1日～令和8年5月31日）における労働者派遣事業は「実績なし」

以上